

各サービスの料金例

■訪問介護相当サービス費 基本報酬 (地域区分 10.42%)

サービス内容	サービス単位※1 (1か月当り)	10割※1 (1か月当り)	お客様の負担額※2 (1ヶ月当り)		
			□1割	□2割	□3割
(Ⅰ) 週1回程度の訪問	1,168単位	12,170円	1,217円/月	2,434円/月	3,651円/月
(Ⅱ) 週2回程度の訪問	2,335単位	24,330円	2,433円/月	4,866円/月	6,813円/月
(Ⅲ) (Ⅱ) を超える訪問	3,704単位	38,595円	3,860円/月	7,719円/月	10,807円/月

■訪問介護費 (通常時間帯の場合) 基本報酬 (地域区分 10.42円)

サービス内容	サービス単位 (1回当り)	10割※1	お客様の負担額※2			
			□1割	□2割	□3割	
身体介護	20分未満	165単位	1,719円	172円/回	344円/回	516円/回
	20分以上 30分未満	248単位	2,584円	259円/回	517円/回	776円/回
	30分以上 1時間未満	394単位	4,105円	411円/回	821円/回	1,232円/回
	1時間以上	575単位 +83単位~ (1時間から計算して30分毎に83単位を加算)	6,000円~ (+864円~)	600円~/回 (+84円~)	1,199円~/回 (+168円~)	1,798円~/回 (+252円~)
生活援助	20分以上 45分未満	181単位	1,886円	181円/回	378円/回	566円/回
	45分以上	223単位	2,323円	233円/回	465円/回	697円/回

■生活支援型訪問サービス費 基本報酬 (地域区分 10.00円)

サービス内容	サービス単位 (1回当り)	10割※1 (1回当り)	お客様の負担額※2 (1回当り)		
			□1割	□2割	□3割
(イ) 週1回の訪問	230単位	2,300円	230円/回	460円/回	690円/回
(ハ) 初回加算 (初回の月のみ)	200単位	2,000円	200円/回	400円/回	600円/回
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	23単位	239円	24円/回	48円/回	72円/回

※1 宇治市の場合(生活支援型訪問サービス以外)サービス単位に 地域区分 10.42円を乗じます。

※2 お客様の負担額は利用料から介護保険適用した1割・2割分又は3割分をご負担いただきます。

■加算項目（訪問介護のみ）

夜間（午後6時から午後10時）・ 早朝（午前7時から午前8時）	上記の額に1回につき25%加算します。
深夜（午後10時から午後11時）の加算	上記の額に1回につき50%加算します。

加算項目	サービス 単位	10割負担	利用者負担額 1割又は2割	内 容
初回加算 （共通）	200単位	2,084円	1割 209円 2割 417円 3割 626円	新規に訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者がサービスを提供した場合、もしくは他の訪問介護員に同行した場合に加算
特定事業所加算 Ⅱ （訪問介護のみ）	+10/100 単位		1割分・2割分 ・3割	下記の条件を達成する場合に加算 ① 個別の訪問介護員等に対して、研修計画を策定し、当該計画に従い実施する場合 ② 訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的開催する場合 ③ サービス提供責任者と訪問介護員との間の情報伝達及び報告体制を整備する場合 ④ 緊急時等における対応方法をお客様に明示している場合 ④ 訪問介護員に対して定期健康診断を受診させている場合 ⑤ すべてのサービス提供責任者が3年以上の介護業務の実務経験を有する介護福祉士である場合
介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （共通）	所定単位数の10.0% 分		1割分・2割分 又3割分	厚生労働大臣の定める基準に従い、所定の割合に応じて加算
生活機能向上連携加算 （訪問介護のみ）	100単位/ 月（Ⅰ） 又は200 単位/月 （Ⅱ）	1,042円又 は2,084円	（Ⅰ） 1割 105円 2割 209円 3割 313円 （Ⅱ） 1割 209円 2割 417円 3割 626円	（Ⅰ）についてサービス提供責任者が指定訪問リハビリテーション事業所又は通所リハビリテーション事業所等の医師、理学療法士等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該訪問介護計画を作成し、当該計画に基づく訪問介護を行ったときは、初回の当該訪問介護が行われた日の属する月に所定単位数を加算（初回月のみ加算算定可能。訪問介護計画の位置づけと身体介護として行われる自立生活支援のための見守りの援助） （Ⅱ）について利用者に対して指定訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション事業所等の一環として当該お客様の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士等との利用者の身体状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法

				士等と連携し、当該訪問介護計画に基づく訪問介護を行ったときは、初回の当該訪問介護が行われた日の属する月以降3か月の間、1か月につき所定単数を加算 (初回月から3か月目まで算定可能。身体介護として行われる自立生活支援のための見守りの援助)
緊急時訪問介護加算 (訪問介護のみ)	100単位	1,042円	1割 105円 2割 209円 3割 313円	お客様からの要請を受けて介護支援専門員と連携し、介護支援専門員が必要と認めた場合に、24時間以内にケアプランに記載されていない身体介護を行った場合に加算
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(共通)	+5/100単位		1割分・2割分・3割	厚生労働省が定める地域に居住しているお客様に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問介護等を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算

- ※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の計画書に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。
- ※ ケアプランに基づき、お客様の身体的理由や暴力行為等の事情があり、かつ、お客様又はそのご家族等の同意を得て、訪問介護員が2人で訪問する場合は、2人分の料金となります。

■交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

通常の実施地域以外(宇治市は除く)でサービス提供する際の交通費は実費を徴収します。また、公共交通機関を使用した際は、その運賃を、交通用具等を使用した場合は、通常の実施地域を越えた時点から1kmにつき10円を請求させていただきます。

■複写物の交付

サービス実施記録等の複写(コピー)を希望する場合の費用は1枚につき10円とします。